様式第一（第２条第１項関係）

特定新需要開拓事業活動計画の認定申請書

年　　月　　日

主務大臣が経済産業大臣以外の場合にはこちらに記載してください。

●●大臣　殿

●●大臣　殿

住所　　　　　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号

名称　　　　　株式会社●●●●

代表者の氏名　　　　　代表取締役社長　●●　●●

連名の場合はこちらに記載してください。

住所　　　　　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号

名称　　　　　株式会社●●●●

代表者の氏名　　　　　代表取締役社長　●●　●●

産業競争力強化法第21条の13第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 特定新需要開拓事業活動計画の認定を受けようとする者に関する事項
2. 特定新需要開拓事業活動の内容、実施体制及び実施時期

３．特定新需要開拓事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（備考）

１．特定新需要開拓事業活動計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が複数いる場合は、連名で申請する。

２．申請者が特定新需要開拓事業活動を実施する法人を設立しようとする者である場合は、当該法人の発起人の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名を記載するものとする。

３．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．特定新需要開拓事業活動計画の認定を受けようとする者に関する事項

申請者に関して、次に掲げる事項を記載する。

（1）名称　株式会社●●社

（2）所在地　●●県●●市●●　●丁目●番地●号

（3）代表者の氏名　代表取締役　●●　●●

（4）連絡先（電話番号）　●●－●●●●－●●●●

（5）設立年月日（又は設立予定年月日）　●●●●年●月●日

（6）資本金又は出資金　●●万円

（7）役職員の構成

（8）組織図

・申請者の組織内に、オープン＆クローズ戦略に関する責任役員及び当該役員が直轄する部局を設置していること又は認定計画の実施期間内にこれを設置する具体的な予定を有すること、当該役員又は部局が複数である場合は相互に連携する体制であることが分かるように記載してください。（実施指針二 イ(1)関連）

・定款の写し、登記事項証明書、直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書、省令第二条第二項第六号及び第七号に該当しない旨の誓約書等を添付してください。（省令第二条第二項関連）

２．特定新需要開拓事業活動の内容、実施体制及び実施時期

（1）特定新需要開拓事業活動の内容について、次に掲げる事項を記載する。

①特定新需要開拓事業活動において実施する共同研究開発の内容

・申請者と共同実施者との共同研究開発に関する契約書その他の取決めがあること、当該契約書その他の取決めにおいて申請者と共同実施者のいずれもが人的又は資金的な貢献をすることとされていることが分かるように記載してください。（実施指針一 イ (1)関連）

・当該研究開発における知的財産の権利帰属や実施許諾の取扱いに関して契約その他取決めがあること又は認定計画の実施期間内にこれを行う予定であることが分かるように記載してください。（実施指針一 ハ (6)関連）

・当該契約書又はその他の取決めに係る書類の写しを添付してください。（省令第二条第二項関連）

②特定新需要開拓事業活動により開拓を目指す新たな需要の分野

・産業技術分野において、新たな需要の開拓のためにオープン＆クローズ戦略に基づく計画の展開が有効と見込まれる技術であることが分かるように記載してください。（実施指針一 イ (3)関連）

・認定の申請時点で、本項目の検討の必要性を認識した上で、具体的な検討を開始していることが分かるように記載してください。（実施指針一 ハ (4)①関連）

③特定新需要開拓事業活動により解決を目指す社会課題がある場合はその課題

・認定の申請時点で、本項目の検討の必要性を認識した上で、具体的な検討を開始していることが分かるように記載してください。（実施指針一 ハ (4)②関連）

④特定新需要開拓事業活動計画の実施の工程

・研究開発等の進捗状況及び事業環境の変化に応じたオープン＆クローズ戦略を策定し、当該方針に沿って研究開発等を進めるとともに、オープン＆クローズ戦略を含む経営及び事業に関する方針を計画的に展開（必要に応じた当該方針の見直しを含む。）する事業活動であることが分かるように記載してください（実施指針一 イ(2)関連）

・特定新需要開拓事業活動計画の認定日から2年以内にオープン＆クローズ戦略を策定する計画であることが分かるように記載してください。（実施指針一 ハ (5)関連）

・共同実施者が、産業標準若しくは国際標準及び知的財産の一体的活用に係る授業の実施若しくは講座の開設等を行っていること（予定を含む）又は論文の執筆計画等を有していること、独立行政法人の場合は特定新需要開拓事業活動計画に関するセミナー、シンポジウム等の関係学会と連携して開催する予定があることが分かるように記載をしてください。（実施指針二 ロ(2)関連）

・今後の事業活動で見直し、改善するためのたたき台として、認定の申請時点で想定されるオープン＆クローズ戦略を仮説として記載してください。

⑤国際標準化に関する方針（法第21条の13第3項第3号に規定する事業分野に該当しない場合は除く。）

・本事業分野が、「国際標準の活用により新たな需要の開拓を行うことが必要と認められる分野」として、専ら国内への供給を想定する新たな製品又は役務の開発以外の事業分野であって、特定新需要開拓事業活動計画の実施により適切な成果を得るために国内及び海外における新たな需要の開拓を行うことが必要な事業分野であること、また、本方針が、特定新需要開拓事業活動計画において国際標準の活用により新たな需要の開拓を目指す場合の、国際標準化活動への基本的な取組方針であることが分かるように記載してください。（実施指針一 ニ関連）

（2）特定新需要開拓事業活動の実施体制について、次に掲げる事項を記載する。

①申請者の実施体制

イ　申請者の組織内における特定新需要開拓事業活動に取り組む体制の整備の状況（予定を含む。）

・申請者の組織内に、オープン＆クローズ戦略に関する責任役員及び当該役員が直轄する部局を設置していること又は認定計画の実施期間内にこれを設置する具体的な予定を有すること、当該役員又は部局が複数である場合は相互に連携する体制であることが分かるように記載してください。（実施指針二 イ(1)関連）【再掲】

・申請者が「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」を尊重すること、認定計画の終了後においてもオープン＆クローズ戦略の活用に関する普及啓発に努めること及びオープン＆クローズ戦略に関する人材育成及び適切な処遇の確保に努めることが分かるように記載してください。（実施指針三関連）

ロ　申請者における産業標準、国際標準及び知的財産権の活用による新たな需要の開拓に係る方針

・申請者が、経営計画において、オープン＆クローズ戦略の活用による新たな需要の開拓に取り組む意思を記載していることが分かるように記載してください。また、経営計画の該当部分を添付してください。（実施指針二 イ(2)関連）

②共同実施者（第2条第2項第1号に規定する共同実施者をいう。以下同じ。）の実施体制

イ　共同実施者の情報

（ⅰ）名称　●●大学

（ⅱ）所在地　●●県●●市●●　●丁目●番地●号

（ⅲ）代表者の氏名　学長　●●　●●

（ⅳ）連絡先（電話番号）　●●-●●●●-●●●●

（ⅴ）設立年月日　●●●●年●月●日

（ⅵ）資本金又は出資金　●●万円

（ⅶ）役職員の構成

（ⅷ）組織図

・共同実施者の組織内に、申請者と共同で行う研究開発全般について産業標準及び知的財産の一体的活用に関する支援を担当する部局及び当該部局に係る責任役員を設置していること又は認定計画の実施期間内にこれを設置する具体的な予定があることが分かるように記載してください。（実施指針二 ロ(1)関連）

・定款の写し、登記事項証明書、直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書、省令第二条第二項第六号及び第七号に該当しない旨の誓約書等を添付してください。（省令第二条第二項関連）

ロ　特定新需要開拓事業活動への参画に係る共同実施者の体制の整備の状況（予定を含む。）

・共同実施者の組織内に、申請者と共同で行う研究開発全般について産業標準及び知的財産の一体的活用に関する支援を担当する部局及び当該部局に係る責任役員を設置していること又は実施期間内に設置する具体的な予定があることが分かるように記載してください。（実施指針二 ロ(1)関連）【再掲】

・共同実施者が「大学知財ガバナンスガイドライン」を尊重すること、認定計画の終了後においてもオープン＆クローズ戦略の活用に関する普及啓発に努めること及びオープン＆クローズ戦略に関する人材育成及び適切な処遇の確保に努めることが分かるように記載してください。（実施指針三関連）

（3）特定新需要開拓事業活動の実施時期について、年月日をもって、特定新需要開拓事業活動の開始時期及び終了時期を記載する。

・開始時期は認定申請日の1ヶ月以降を、終了時期はそこから5年後を設定してください。

３．特定新需要開拓事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

特定新需要開拓事業活動の実施に必要な資金の額及びその根拠並びに調達方法を記載する。

・特定新需要開拓事業活動計画の実施に必要な資金の調達が可能であることをその根拠とともに記載してください。（実施指針一 ハ (3)関連）

・必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類を添付してください。（省令第二条第二項関連）